

平成29年度社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会事業方針

社会福祉法人制度改革等を柱に社会福祉法が改正され、経営組織のガバナンスの強化・事業運営の透明性の向上・地域における公益的な取り組みを実施する責務など、これまで以上に、地域の福祉課題・生活課題に即応した福祉活動に率先して取り組むことが求められています。

近年、地域において支援を必要としている方々が増加し、新たな福祉課題も顕在化しています。こうした中、認知症等により判断能力がなくなっても住み慣れた地域で生活ができるように支援する市民後見人の存在が大変重要となってきています。

現在、本市では市民後見サポーターが活動していますが、今年度は、さらなる市民後見人の養成を行い、多くの市民後見人が活躍できる支援体制を形成し、住民が安心して生活できる地域にするための取り組みを行ってまいります。

また、日々様々な相談に対して、包括的に相談支援を行い、適切な支援に結び付けることができるよう昨年度に組織体制を見直し、生活困窮者への緊急的な現物支給による支援を行う「生活応援事業」を開始しました。今年度は、生活応援事業に対する周知を推進し、市内の社会福祉法人等の協力を得ながら「生活応援事業」を含めた総合相談事業を充実させてまいります。

さらに、昨年度は、綾瀬市の委託を受け「生活支援体制整備事業プロジェクトチーム」を結成し、14地区の日常生活圏域を第2層協議体エリアとして設定し、モデル地区として、寺尾南地区・吉岡地区・上土棚地区を対象に勉強会を重ね、県内でもいち早く第2層協議体を発足することとなりました。今年度は、残り11地区の発足に向けた勉強会を開催し、市内全地域に第2層協議体を発足し、多様な主体による新たな支え合い活動が展開されるよう努めてまいります。

平成29年度におきましては、このような課題に対して、市民の皆さまや地区社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体との連携を図り、さらなる地域福祉推進に向け次の重点課題に取り組んでまいります。

重点課題

- 1 市民参加による権利擁護の仕組みの形成
- 2 様々な生活課題に対応できる体制の確立
- 3 地域における新たな支え合いの仕組みづくり